

重要事項説明書

1. 事業者

<事業者名称> 社会福祉法人 八千代美香会
<法人所在地> 千葉県八千代市村上641
<代表者氏名> 理事長 綱島 照雄
<電話番号> 047-482-8670

2. ご利用施設

<施設の名称> 指定介護老人福祉施設ちば美香苑
<指定番号> 千葉県知事指定 第1270400458号
<施設所在地> 千葉県千葉市若葉区佐和町322番地88
<電話番号> 043-228-3848

3. ご利用施設であわせて実施する事業

居宅介護支援事業

短期入所生活介護事業

通所介護事業

認知症対応型共同生活介護事業

介護予防短期入所生活介護事業

介護予防通所介護事業

介護予防認知症対応型共同生活介護事業

4. 事業の目的と運営の方針

[事業の目的]

介護保険法の理念に基づき、施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする。

[施設運営の方針]

- 1) 施設は、介護保険法の基本理念に基づき、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように運営するものとする。
- 2) 施設は、入所者の意志及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って介護福祉施設サービスを提供するように努めるものとする。
- 3) 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

5. 施設の概要（短期入所等の事業を含む。）

<開設> 平成6年4月 <利用定員> 50名

<敷地> 7734㎡ <建物面積> 2428㎡

<建物構造> 鉄筋コンクリート造2階建（耐火建築）

1) 居室

個室：6部屋	（一人当たり面積9.13㎡）
2人室：7部屋	（一人当たり面積8.70㎡）
4人室：12部屋	（一人当たり面積8.41㎡）

2) 主な設備

食堂：1室	（153.12㎡）	静養室：1室
機能訓練室：1室	（37.84㎡）	サービスステーション：5室
医務室：1室	（23.20㎡）	一般浴室：2室
洗濯室：1室		デイルーム：1室
特別浴室：1室	（家庭浴槽併設）	スプリンクラー：全館
中間浴室：1室		冷暖房：全館

3) 職員（短期入所生活介護利用者の為の職員を含む）

職種	員数	勤務体制など
施設長 副施設長 生活相談員 介護支援専門員 管理栄養士 事務員	1 1 1以上 1 1 1以上	日勤 9:00～17:45
宿直員	1以上	宿直 17:45～9:00
看護職員	2以上	早番 8:30～17:15 日勤 9:00～17:45 遅番 9:45～18:30
介護職員	21以上	早番 7:30～16:15 日勤 9:00～17:45 遅番 10:15～19:00 夜勤 17:00～9:30
機能訓練指導員	(1)	原則として毎月2回土曜日の午後
医師	(1)	原則として週1回（午後から）

() は非常勤・嘱託

6. ご利用いただける方

平成 27 年 4 月 1 日より、原則として市町村の行う要介護認定にて『要介護状態（要介護 3～5）』と認定された方で、千葉市特別養護老人ホームの入所に関する指針に該当し、ちば美香苑入所検討委員会により入所が適当と認められた方となり、かつ、入院治療を必要とせず、他に感染の恐れのある疾患がない方となります。

※要介護 1・2 の方は特例的に入所の申し込みが可能であり、判断基準は上記内容と変わりありません。

7. ご利用方法

原則として当施設所定の健康診断書を事前に提出していただきます。重要事項をご説明した上で利用契約を締結し、ご利用いただけます。

8. 保険給付対象サービス（介護保険で利用できるサービス）

1) 施設サービス計画（施設ケアプラン）の作成

施設サービス計画とは、利用者がその心身の状況や生活環境に応じて適切に施設サービスを利用できるよう、個別にサービスの種類、内容、頻度等を定めた計画のことです。計画作成の際、ご本人またはご家族の同意が必要となります。

2) 個別の施設サービス計画に基づいて、次のようなサービスがご利用いただけます。

① 食事

食事時間は朝食 8 時、昼食 12 時、夕食 6 時です。歯の具合や健康状態によって主食はごはん・軟飯・全粥、おかずは常食・きざみ・極きざみ・ミキサー食を用意いたします。代替食、治療食及び経管栄養の濃厚流動食等への対応については、主治医の指示により対応が可能な場合は対応いたします。

（別途、費用がかかる場合があります。）基本的に食堂での食事とし、介助の必要な方には状況に応じて介助いたします。季節ごとの献立や、月 1 回程度の行事食も取り入れています。

利用者一人ひとりの栄養状態や摂食状況を重視した栄養ケア計画を個別に策定し、栄養状態を改善する取組（栄養ケア・マネジメント）を行います。

② 入浴

週 2 回行います。身体状況によって、特別浴・中間浴・一般浴のいずれかをご利用いただき、それぞれに職員が介助いたします。

〔特別浴〕起立や歩行ができない方が対象の機械式の浴槽です。

〔中間浴〕起立ができる方が対象で、機械式の浴槽（チェアインバス）です。

〔一般浴〕歩行ができる方が対象で、銭湯のような大浴槽です。

③ 排泄

身体状況等により、居室へのポータブルトイレの設置やトイレへの誘導・

見守り等必要な介助を行います。おむつ利用の方の場合は、1日4回の定時交換（11：00、16：00、20：00、05：00）と、ご希望時やご本人の状況により随時交換をします。おむつの種類は紙おむつ（平形・パンツタイプ）、尿取りパットを使用いたします。

④ 健康管理

施設の看護職員及び協力病院の医師によって健康管理を行っています。日常的な検温・血圧測定・内服薬の管理や健康状態の観察・処置、医師による週1回の回診、年1回以上の健康診断等を実施しています。

ア) 利用者が外部の医療機関に通院する場合は、可能な範囲で付き添いいたします。また、歯科についても必要に応じて往診、または外来受診による治療が受けられます。

イ) 緊急時は協力病院に連絡し必要な対応を行うと共に、ご家族にも連絡いたします。

協力医療機関	千葉南病院（外科・内科） 住所：千葉市緑区高田町401-5 電話：043-292-5111 回診日：毎週火曜日 午後1時30分～3時00分 ※回診日・時間・担当医は都合により変更になる場合があります。
協力医療機関	小林歯科医院（歯科） 住所：千葉市中央区新宿2-5-12 電話：043-246-7738 ※受診については、疾患がある方が対象となります。

⑤ 機能訓練

身体状況等により必要ある場合は理学療法士による指導を行います。（毎月2回 土曜日の午後）個別的な機能訓練を実施しています。また、都合により変更・中止になる場合があります。

⑥ 日常生活上の介護

・更衣、洗濯、洗面、移動、体位変換、整容等の介助を必要に応じて行います。

・シーツ交換は居室により曜日が異なりますが原則週1回で行なっております。

⑦ 社会生活上の便宜

ア) 必要な教養娯楽設備（カラオケ・新聞・雑誌・大型テレビ等）を整えるとともに、適時レクリエーション、行事等を企画し実施しております。

イ) 要介護認定の更新申請、各種年金の証明等の行政手続きを、利用者やご家族が行えない場合に利用者の同意のもとで代行いたします。

⑧ 相談及び援助

当施設は、利用者及びご家族からの相談に適切に応じ、必要な情報の提供や援助を行います。

9. 保険給付対象外サービス（実費を負担していただくものです。）

1) 食費

食材料代及び調理費用（日額）。

2) 居住費

光熱水費。

3) 理髪・美容代

毎月2回程度、出張による理髪サービスが利用できます。介護職員まで申し込んでください。

4) 金銭管理費（月額）

金銭管理に関しましては、利用者の預り金等の取り扱い規定に基づき管理いたします。また、入所者の通院費や買い物代などの清算をする為、預かり金（5000円）をさせていただき、使用した額を利用料金として請求させていただきます。金銭管理申込等に関しましては別紙金銭管理申込書及び金銭管理等における同意書において確認して頂きます。

金銭管理の概要（方法や内容）は次の通り。

金銭管理（A）・・・月額500円。

預り金のみの方対象。支払い代行等の費用となります。

金銭管理（B）・・・通帳管理の方。月額750円。

預り金の他に通帳の管理の方対象。お預かりできる通帳は千葉銀行のみとさせていただき、預金通帳1冊と通帳印をお預かりします。支払い代行の他、通帳記載などの事務手数料を上乗せした金額となっています。

5) 利用者の選定により提供するもの

外注による食事の注文、クラブ活動の材料費、日常生活品の購入代金、外出の際の費用等。

10. 費用について

別項『20. 入所者利用料金表』にてご説明いたします。当月分の請求書は翌月の15日頃に交付いたします。

<お支払方法>

- 1) 金融機関とご契約いただいている方はゆうちょ銀行及び全銀協の集金代行サービスにて徴収いたします。料金の合計額を翌々月4日に引き落とします。（4日が土・日・祝日の場合は翌営業日といたします。）

例) 4月ご利用料 ⇒ 5月15日前後に請求書を発行、3月利用料領収書発行

⇒ 6月4日指定口座より自動引き落とし

⇒ 6月15日前後に4月利用料領収書発行

- 2) 自動引き落としをご希望されない場合は現金又は指定口座振込にて徴収いたします。料金の合計額を翌月末日までにお支払いください。

1 1. 非常災害時の対策

別途定める『消防計画』により対応いたします。尚、カーテン等には防災適合品を使用しています。

[防火管理者] 後藤 直輝

[管轄消防署] 若葉消防署 大宮出張所

防火設備	・自動火災報知機 ・屋内消火栓 ・スプリンクラー	・誘導灯 ・防火扉 ・非難階段	・非常通報装置 ・ガス漏れ警報機 ・防災倉庫（テント、発電機等）
------	--------------------------------	-----------------------	--

1 2. 通院について

回診以外に通院の必要がある場合は、主治医の指示のもと、協力病院に通院いたします。また、協力病院診療科目以外の通院が必要な場合は最寄りの医療機関に通院いたします。必要に応じてご家族にも状況をご説明いたします。

1 3. 入院が必要になった場合の対応について

入院治療の必要が生じた場合は、協力病院または対応可能な診療科目のある病院に入院の手続きをとります。入院の際はご家族の方にもご連絡いたしますので、対応をお願いいたします。あらかじめご希望の医療機関等がある場合は入所時等にご相談下さい。原則として協力病院への入院手続きをとることになります。

※入院時の入院申し込み及び入院費の支払いなどにつきましては、ご家族対応となります。また、退院時の送迎等の対応はご家族と調整の上対応させていただきます。

一般病院・診療所への入院の場合は、原則として7日以内の退院であれば、退院後再び施設での生活が可能となります。（契約は継続し、費用も発生いたします。）7日を超えて3ヶ月以内に退院した場合には、利用者の希望により再び施設に入所できるように配慮いたします。

1 4. 当施設利用の際にご留意いただく事項

介護老人福祉施設は、従来からの特別養護老人ホームと同じように、身体的、精神的に重度の障害を持った方々がご利用されています。そのような方々の状態に合わせて専門的な介護が提供できる反面、集団生活の場でもあり、生活上の決まりも必要になります。なるべく個別的な対応を尊重してまいります。設備、スタッフ数等の制約で個別的な対応が無理な場合もありますので、ご理解の程お願いいたします。

1) 面会

面会者は、事前にお電話でご予約の上で面会室等の定められた場所にて面会が可能です。来苑時には手洗い、手指の消毒、検温等にご協力をお願い致します。受付に備付の面会簿に必要事項を記入して下さい（面会時間は9時から19時）。但し感染症の流行期などにおいては状況により、面会を中止とさせて頂く場合があります。また、食べ物を持参した際は、お手数ですが職員にその旨をお伝えください。

2) 外出・外泊

行き先と帰りの時間を施設に届け出てください。事故防止のため利用者単独での外出は原則として禁止しています。感染症の流行状況やご本人の健康上の理由によりご遠慮いただく場合がございます。

3) 居室・設備・器具等の利用

施設内の居室や設備、器具等は本来の用法に従ってご利用下さい。ご利用になる居室の決定や変更は施設で決定させていただきますのであらかじめご了承下さい。

4) 喫煙

喫煙は所定の喫煙コーナーでお願いいたします。居室内やベッド上での喫煙はできませんのでご了承下さい。

5) 迷惑行為等

他の利用者の迷惑となるような宗教活動、政治活動、営利活動その他の行為はご遠慮願います。また、無断で他の利用者の居室に立ち入らないようご注意下さい。

6) 所持品の持ち込みについて

入所時に必要な所持品は別紙でご案内いたします。家具、ペット、大型テレビ等の持ち込みはできません。その他の物品についてはあらかじめ生活相談員にご相談下さい。

7) ご家族の住所等の変更

住所、電話番号等に変更があった場合は速やかにご連絡をお願いいたします。

15. 家庭復帰の支援について

当施設では入所時に、将来において家庭復帰できる可能性があるかどうか確認させていただくと共に、入所後においても利用者の心身の状態が改善した場合や、家庭生活が可能となった場合等に家庭復帰できるよう必要な支援を行います。

住宅改造、在宅福祉サービスの利用等のご相談、お住まいの地域での相談機関や居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者のご紹介等に応じておりますので必要な場合はご相談下さい。

窓口	在宅介護支援センター ちば美香苑 [電 話] 043-228-5200 [FAX] 043-228-5218
----	--

16. 情報公開について

当施設では利用者やご家族の皆様及び関係者の皆様に施設の運営状況等の情報を窓口での閲覧の方法で公開しております。ご利用の場合は事務所受付にお申し付け下さい。

公開内容	法人関係	法人・施設の名称、住所、事業の種類、施設・設備の状況、財務諸表、監事監査報告書
	施設関係	事業計画書、事業報告書、利用状況、サービス提供状況、職員の体制、利用手続き、利用料、重要事項説明書 等

17. 苦情の申し立て

社会福祉法第82条の規定により、本事業所では苦情解決責任者及び第三者委員を下記により設置し、苦情解決に努める事と致します。

苦情解決責任者	施設長 渡辺 繁
苦情解決担当者	生活相談員 後藤 直輝
苦情解決第三者委員	社会福祉法人八千代美香会評議員 宮崎 弘 [TEL] 047-482-8498 小川 英明 [TEL] 047-431-1421

※その他、お住まいの市区町村介護保険担当課でも受付いたします。

[苦情申し立てから解決までの流れ]

- 1) 苦情申し立て…担当者に電話・面接・文書・FAX等により申し出ます。
- 2) 内容の確認……担当者が苦情の申し立て内容について確認をいたします。
- 3) 検討会議……調査確認を行い、必要に応じて検討会議を開きます。
- 4) 話し合い……申立者と施設側での話し合いを行います。
- 5) 解決……再発防止策を検討・実施いたします。

18. 個人情報の保護について

個人情報保護法、その他の関係法令により個人情報利用についての同意書を交わし、同意の内容を遵守した取り扱いとします。

19. サービスの質の確保について

①感染症管理体制の強化について

感染症への対策を基準上明確化し、感染症管理体制の徹底を図ります。

②介護事故に対する安全管理体制の強化について

介護事故への対策を基準上明確化し、安全管理体制の確保に努めます。

③身体拘束廃止に向けた取組みの強化について

身体拘束については、原則として行わず、例外的に行う場合においても理由等の記録を整備します。

20. 入所者利用料金表

1) 基本料金 日額計算 (円/日)

要介護度	施設サービス費	処遇改善加算 (×0.083)	特定処遇改善加算 (×0.027)	ベースアップ等支援加算 (×0.016)	金額		
					① 1割負担	② 2割負担	③ 3割負担
1	589 単位	48 単位	15 単位	9 単位	① 708円	② 1416円	③ 2124円
2	659 単位	53 単位	17 単位	10 単位	① 794円	② 1587円	③ 2381円
3	732 単位	59 単位	19 単位	11 単位	① 882円	② 1763円	③ 2644円
4	802 単位	65 単位	21 単位	12 単位	① 966円	② 1931円	③ 2897円
5	871 単位	70 単位	23 単位	14 単位	① 1048円	② 2096円	③ 3144円

2) 各種加算

①日額計算分加算 (円/日)

加算名	単位数	処遇改善 加算 (×0.083)	特定処遇 改善加算 (×0.027)	ベースアップ 等支援加算 (×0.016)	金額		
					① 1割負担	② 2割負担	③ 3割負担
日常生活 継続支援加 算	36単位/ 日	3単位/日	1単位/日	1単位/日	① 44円	② 88円	③ 132円
看護体制 加算 (I)	6単位/日	0単位/日	0単位/日	0単位/日	① 7円	② 13円	③ 20円
看護体制 加算 (II)	13単位/ 日	1単位/日	0単位/日	0単位/日	① 15円	② 30円	③ 45円
夜勤職員 配置加算 (I)	22単位/ 日	2単位/日	1単位/日	0単位/日	① 27円	② 54円	③ 81円
外泊時費用 (月6日を 限度)	246単位 /日	20単位/日	7単位/日	4単位/日	① 296円	② 592円	③ 888円
初期加算 (入所後 30日)	30単位/ 日	2単位/日	1単位/日	2単位/日	① 36円	② 71円	③ 106円
栄養マネジ メント強化 加算	11単位/ 日	1単位/日	0単位/日	0単位/日	① 13円	② 26円	③ 39円
療養食加算 (日3回を 限)	6単位/日	0単位/日	0単位/日	0単位/日	① 7円	② 13円	③ 20円
若年性認知 症 加算	120単位 /日	10単位/日	3単位/日	2単位/日	① 145円	② 289円	③ 433円
振興感染症 等施設療養 費	240単位 /日	20単位/日	6単位/日	4単位/日	① 289円	② 577円	③ 865円

②月額計算分加算（円／月）

加算名	単位数	処遇改善 加算 (×0.083)	特定処遇 改善加算 (×0.027)	ベースアップ等 支援加算 (×0.016)	金額		
					① 1割負担	② 2割負担	③ 3割負担
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	90単位／月	7単位／月	2単位／月	1単位／月	① 107円	② 214円	③ 321円
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	110単位／月	9単位／月	3単位／月	2単位／月	① 133円	② 265円	③ 413円
経口維持加算（Ⅰ）	400単位／月	33単位／月	11単位／月	6単位／月	① 481円	② 962円	③ 1442円
経口維持加算（Ⅱ）	100単位／月	8単位／月	3単位／月	2単位／月	① 121円	② 242円	③ 362円
排せつ支援加算（Ⅰ）	10単位／月	1単位／月	0単位／月	0単位／月	① 12円	② 24円	③ 36円
排せつ支援加算（Ⅱ）	15単位／月	1単位／月	0単位／月	0単位／月	① 17円	② 34円	③ 51円
排せつ支援加算（Ⅲ）	20単位／月	2単位／月	1単位／月	0単位／月	① 25円	② 49円	③ 74円
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	40単位／月	3単位／月	1単位／月	1単位／月	① 48円	② 96円	③ 144円
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	50単位／月	4単位／月	1単位／月	1単位／月	① 60円	② 120円	③ 180円
安全対策体制加算	20単位／1回	2単位／月	1単位／月	0単位／月	① 25円	② 49円	③ 74円
退所時情報提供体制加算	250単位／1回	21単位／月	7単位／月	4単位／月	① 302円	② 603円	③ 904円
認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	150単位／月	12単位／月	4単位／月	2単位／月	① 180円	② 359円	③ 539円
認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	120単位／月	10単位／月	3単位／月	2単位／月	① 145円	② 289円	③ 433円
退所時栄養情報連携加算	70単位／回	6単位／月	2単位／月	1単位／月	① 85円	② 169円	③ 253円

再入所時栄養連携加算	200単位/回	17単位/月	5単位/月	3単位/月	①	241円
					②	481円
					③	721円
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100単位/月	8単位/月	3単位/月	2単位/月	①	121円
					②	242円
					③	362円
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10単位/月	1単位/月	0単位/月	0単位/月	①	12円
					④	24円
					⑤	36円

④ その他計算分加算

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	各所定単位数の83/1000 (小数点以下は四捨五入)	—
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	各所定単位数の27/1000 (小数点以下は四捨五入)	—
介護職員ベースアップ等加算	各所定単位数の16/1000 (小数点以下は四捨五入)	—

3) 食費及び居住費

[多床室]

各段階	食費	居住費
4	1750円/日	1120円/日
3②	1360円/日	370円/日
3①	650円/日	370円/日
2	390円/日	370円/日
1	300円/日	0円/日

[各段階の解説]

第1段階……生活保護受給者。世帯全体が市町村民税非課税であって、老齢福祉年金受給者の方。

預貯金等…単身1000万円以下 夫婦2000万円以下

第2段階……市町村民税世帯非課税であって、合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方。

預貯金等…単身650万円以下 夫婦1650万円以下

第3段階①……市町村民税世帯非課税であって、合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円超120万円以下の方。

預貯金等…単身550万円以下 夫婦1550万円以下

第3段階②……市町村民税世帯非課税であって、合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円超の方。

預貯金等…単身500万円以下 夫婦1500万円以下

第4段階……上記のいずれにも当てはまらない方。

【特記事項】

①配偶者の所得

世帯分離していても配偶者の所得を勘案。

②非課税年金

第2段階と第3段階は年金収入額及び合計所得金額の合計額その他、遺族年金及び障害年金といった非課税年金額も含む。

4) 厚生労働大臣が定める1単位の単価

千葉市は三級地の取り扱いとなり、1単位は10.68円となります。

注1) 上記『2) 各種加算』の [] が現在の加算実施状況です。

注2) その他の各種加算は職員体制やサービスの実施状況など、一定の要件により変わってきます。

注3) 入院・外泊などで外泊時費用を算定する場合、その算定期間において外泊時費用に加えて居住費が発生します。

注4) おむつ・洗濯代金は上記の料金に含まれています。

5) その他

項目		金額
理美容費	1回	実費
金銭管理A	1ヶ月	500円
金銭管理B	1ヶ月	750円
教養娯楽費 (行事参加費、クラブ活動費など)		実費
記録や資料などの複写物	1枚あたり	10円
日用品費		
歯ブラシ	1本	100円
歯間ブラシ	1本	100円
義歯用歯ブラシ	1本	200円
歯磨き粉	1個	225円
舌クリーナー	1本	100円
BOXティッシュ	1箱	100円
入れ歯ケース	1個	100円
入れ歯洗浄剤	1回	15円
TV設置代金(電気代)	1日	30円
アルカリ電池(単1)	1本	170円
アルカリ電池(単2)	1本	135円
アルカリ電池(単3)	1本	55円
アルカリ電池(単4)	1本	55円

注1) 他の日用品に関しましては、購入にかかった費用を負担していただきます。

重要事項説明書の同意書

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設ちば美香苑を利用するにあたり、ご利用者に対して、本書面にて重要事項について説明しました。

事業者 [事業者名称] 社会福祉法人 八千代美香会
[施設名称] 指定介護老人福祉施設ちば美香苑
[指定番号] 千葉県知事指定 第1270400458号
[施設所在地] 千葉市若葉区佐和町322番地88
[代表者氏名] 理事長 綱島 照雄 ⑩

[説明者氏名] 生活相談員 ⑩

私は、指定介護老人福祉施設ちば美香苑を利用するにあたり、本書面により、事業者から重要事項の説明を受け、これに同意しました。

利用者 [氏名] _____ ⑩

法定代理人 [氏名] _____ ⑩

(続柄 _____)

身元引受人 [氏名] _____ ⑩

(続柄 _____)